府　令

○内閣府令第十五号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二人」を「一人」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項中「跡地利用促進室」を「跡地利用推進室」に改め、同条第二項第一号中「政令」の下に「（平成二十三年政令第九十号）」を加え、同条第四項中「跡地利用促進室」を「跡地利用推進室」に、「促進」を「推進」に改め、同条第五項中「跡地利用促進室」を「跡地利用推進室」に改める。

附則第三項中「のうち一人」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第十六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「徴収」を「徴取」に改める。

第十七条中第一号及び第二号を次のように改める。

一　振興開発計画の作成に関する事務のうち、駐留軍用地跡地の利用の推進に関すること。

二　振興開発計画の推進に関する事務のうち、駐留軍用地の返還に係る跡地利用の推進に関すること。

第二十二条第十四号中「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条」を削り、「第七十三条の二第一項」の下に「、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二十三条第三号カ中「及び株式会社日本政策金融公庫」を「、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行」に改める。

第二十九条第一項中「調査官五人以内」を「調査官四人以内」に改める。

第三十三条第一項中「国有財産管理官五人以内」を「国有財産管理官四人以内」に改める。

第五十五条に次の一号を加える。

十九　商務通商課の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

第五十九条中「十四課」を「十五課」に、「工事検査官二人（うち一人を主任工事検査官とする。）、災害査定官一人」を「工事検査官、災害査定官」に改める。

第六十一条第一号中「この条及び次条において」を削り、同条中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　用地課の所掌事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

三　直轄事業の起業者又は施行者として行う土地等の収用又は使用並びに直轄事業に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に関する総合的な工程管理に関する計画の企画及び立案に関すること。

第七十二条の見出し中「及び主任工事検査官」を削り、同条中「次項において「工事検査」という。」を削り、同条第二項を削る。

附則第三条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること」に改める。

附則第五条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則第九条の表を次のように改める。

期　限	事　務
平成二十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則に次の一条を加える。

（運輸部企画室の所掌事務の特例）

第十条　運輸部企画室は、第八十四条各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

附　則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第十七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、貸金業法施行規則及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

貸金業法施行規則及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を、「法定代理人」の下に「（法人である場合にあつては、その役員）」を加え、同項第四号中「から第三十条の十まで」を「から第三十条の二十四まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　個人であり、かつ、未成年者である場合において、その法定代理人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

第八条第五号中「(5)まで」の下に「又はロ」を加える。

第二十六条の二十五第一項第二号中「法定代理人（）の下に「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。」を加える。

別紙様式第一号中

氏　名	㊞

を

氏　名	㊞

に改める。

7　法定代理人	「法定代理人 氏名（商号又は名称） 」
氏（ふりがな） 名	

を

7　法定代理人	
氏（ふりがな） 名 （法人にあっては、商号又は名称）	

に